

# 障害のある生徒の進学促進・支援のための 高大連携の在り方に関する調査研究

## 報告書

国立大学法人

宮城教育大学



平成22年 9月

# 目次

I	調査の概要	1
1.	本事業のテーマ	1
2.	本調査の趣旨	1
II	事業の内容等	4
1	平成20年度『高大連携の在り方に関する調査研究』 「障害のある生徒の進学促進・支援のための高大連携の在り方に関する調査研究」	4
2	平成21年度『高大連携の在り方に関する調査研究』 「障害のある生徒の進学促進・支援のための高大連携の在り方に関する調査研究」 —諸外国の高等教育機関における先進事例の検討—	6
3	平成22年度『高大連携の在り方に関する調査研究』 「障害のある生徒の進学促進・支援のための高大連携の在り方に関する調査研究」 —特別支援学校における事例を中心とした検討—	12
III	総括	16

## I 調査の概要

# I 調査の概要

## I. 調査の概要

### 委託事業の内容

#### 1. 事業のテーマ

高大連携の在り方に関する調査研究

『障害のある生徒の進学促進・支援のための高大連携の在り方に関する調査研究』

#### 2. 事業の趣旨

現在大学に進学してくる受験生は増大傾向にある。したがって、大学としても現在高校に在学する障害のある生徒の実態などについて、積極的に調査をしていく必要があると考えられる。

本事業においては、大学が障害のある学生に対する支援を行う際の、高校側が障害のある生徒にどのような進路指導をしているのか、大学にどのような支援体制があれば進路指導において進学を勧め得るのかといった内容について調査研究を行うことを目的とした。

一方、諸外国においては障害のある学生の受入れについて、アメリカでは、ロチェスター工科大学、カリフォルニア州立大学ノースリッジ校、ワシントン州立大学などが、高校生を対象にサマーキャンプを開いて移行支援プログラムを行っており、「メンター」制度や卒業生を活用した「アルムニ」制度、さらには同じ障害をもつ専門家による「専門的メンター」制度など様々な取り組みを行なっている。

わが国においても、高校から大学への移行支援が注目され、東京大学の DO IT JAPAN プログラム（障害のある高校生・高卒生のための大学体験プログラム）、広島大学の「障害のある中高生のための大学進学サポートセミナー」といった取り組みが見られるようになった。

しかし、本学のある北海道・東北地方でのこうした取り組みは皆無で、今後宮城教育大学が東北・北海道地区のモデル校として機能するためにも、こうした先進事例の知見をどのように活用していくかが大きな課題ともなり、そのための検討資料の蓄積が重要となることから、諸外国における大学の障害のある学生に対する支援の実際や、障害のある生徒を大学に進学させるために高校と大学がどのような連携を行なっているのかについて調査を行ない、高校と大学の連携の在り方について検討することも目的とした。

さらには、本学が障害学生支援に積極的に取り組んでいる現状から、障害のある生徒がオープンキャンパスにも多く訪れている現状もある。そこで、宮城教育大学が北海道・東北地区でのモデル校として機能する上で、これまでともすれば進学の道が閉ざされがちであった特別支援学校（通信制の高校も含む）に在籍する生徒のニーズの掘り起こしを行うとともに、これまで本学が受け入れた学生の追跡調査や生徒を送り出した学校を訪問してどのような対応がなされたかなどについて、事例を中心とした検討を目的とした調査研究を継続的に行なっているところである。

## II 事業の内容等

## II 事業の内容等

### II. 事業の内容等

#### 1 平成 20 年度『高大連携の在り方に関する調査研究』

##### 「障害のある生徒の進学促進・支援のための高大連携の在り方に関する調査研究」

###### ○具体的内容及び方法

本事業においては、これまで余り注視されていなかった高校と大学との連携について、アンケートを行なった。近年、大学では障害のある生徒を積極的に受け入れ、その障害に対応した支援を行ってきたが、障害のある生徒がどのような要求を持ち、受験・入学するかを全体的に把握することは行なっていなかった。そのため、北海道、東北、関東地区の 1,324 の高等学校等へ障害に関するアンケート送付し、そのニーズ等の把握を調査した。調査結果は 542 校から回答、40.7%の回収率であった。この回答から障害を持つ高校生、学校側の考えがわかり、今後の入学者選抜方法の検討、修学支援の拡充、学生生活支援方法等の拡充を目指す方向性が把握できた。

また、このアンケートに類似した内容で、全国の大学にも受け入れ等の実態について調査を行ない、全国 81 の国立大学にアンケートを送付し、49 校から回答、60.5%の回収率があった。各大学でどの程度の特別支援を行っているかを把握し、今後の本学等の支援について参考とした。

(詳細は、平成 20 年度「障害のある生徒の進学促進・支援のための高大連携の在り方に関する調査研究」報告書を参照)

###### ○結果の概略

「高等学校（普通・通信校）調査結果」からは、高等学校におけるインテグレーションの進行が進んでいる現状が明らかになった。

そして、障害のある生徒を支援するための施設等のハード面での整備は進んでいるものの、人的資源を背景としたソフト面の充実が今後ますます必要となることが指摘された。

また、近年話題となっている発達障害のある生徒が今後ますます増える傾向にあることが予想され、そうした生徒に対する支援がますます充実されていく必要性がうかがえた。

さらには、障害のある生徒の大学進学を保障するためには、高等学校における障害のある生徒に対する理解・啓発が重要であるとともに、そうした生徒に対する進路指導の充実さらには受け皿となる大学側の入試体制を含めた受け入れ体制の充実が必要であると考えている高等学校が多いことが示された。

したがって、今後の障害学生の支援に関する高大連携においては、障害に対する理解・啓発、支援方法の充実、さらには高校と大学の連携が今後ますます必要となってくることができる。

一方、「高等学校（特別支援校）調査結果」からは、調査対象となった特別支援学校において、大学進学を視野に入れている学校としては、視覚特別支援（盲）学校、聴覚特別支援（聾）学校、肢体不自由特別支援（養護）学校、病虚弱特別支援（養護）学校が該当していることが明らかにされた。これらの学校においては、いずれの場合にも大学側の入試体制を含め、受け入れ体制に充実を望んでいる学校が多いことがうかがえる。

そして、障害のある生徒に対する支援のノウハウは、大学よりも特別支援学校の方が充実していると思われるが、特別支援学校と大学との連携には未だ溝があると考えられることもでき、特別支援学校側から大学側への積極的な働きかけも望まれるところである。

こうした状況を接続する機能としては、本調査にも貢献している学生支援機構等の情報発信のためのシステム構築が今後ますます充実することが望まれる。

また、前項の調査結果からも明らかなように、高等学校におけるインテグレーション化が進行している現在、特別支援学校が今後ますますセンター的機能を発揮し、地域の高等学校を支援していくなどの体制作りが重要となってくることがうかがえた。

「大学に対する調査結果」からは、大学の受け入れ体制としては、高等学校などより比較的対応は出来ているように感じられた。しかし、この要因としては、高等学校段階では障害のある生徒への対応が主に特別支援学校でなされていることもあり、一般の高等学校ではその対応が遅れていることに対し、大学が高等教育機関の最終段階であることから、障害のある学生が集中する傾向にあることから、否応なしに対応が迫られている現実を示す結果ともなっていると考えることができた。

大学受験に関しては、大学入試センターなどが示している受験時の配慮等が浸透しているものの、実際に受け入れた場合の対応に関しては、他機関との連携や就職支援など課題も大きいといえる。

ことに、施設整備面などのハード部分については、バリアフリーの観点から比較的対応が良いものの、人的資源を背景とするソフト面の充実が今後さらに求められてくることがうかがえた。

以上のような結果を踏まえ、本調査からは近年の障害のある学生の大学進学率の向上を受け、高等学校において障害のある学生に対しどのような支援がなされ、大学としてもどのような対応を今後していかななくてはならないかに関し、多くの示唆を得ることができた。さらには高等学校と大学が連携していくに当たり、高等学校において障害のある生徒にどのような進路指導をしていけばよいか、また大学においてどのような支援体制があれば進路指導において進学を勧め得るかを検討するための基礎資料の収集を目的とした本調査によって示唆された内容から特記すべき事項を挙げると以下のような点が挙げられる。

#### ①ハード面の充実に加えたソフト面の充実

本調査においては、全般的な傾向として、障害のある生徒及び学生のインテグレーションの進行が進んでいる現状が明らかにされるとともに、障害のある生徒を支援するための施設等のハード面での整備はバリアフリーの観点から比較的進んでいるものの、人的資源を背景としたソフト面の充実が今後ますます必要となることが示唆された。

#### ②高等学校及び特別支援学校における対応

高等学校におけるインテグレーション化の進行に伴い、近年話題となっている発達障害のある生徒が、今後ますます増える傾向にあると予想される。したがって、そうした生徒に対する支援がますます充実されていく必要性がうかがえた。

高等学校における障害のある生徒に対する理解・啓発が重要であるとともに、そうした生徒に対する進路指導の充実が今後ますます必要となると思われる。

また、高等学校段階では、障害のある生徒に対するノウハウが特別支援学校にあるにもかかわらず、それが十分機能しているかという点も未だ不十分な状況もある。そこで、特別支援学校が高等学校教育に果たすセンター的機能をより発揮し、地域の高等学校を支援していくなどの体制作りが重要となってく

ると考えられる。

### ③大学における対応

大学の受け入れ体制としては、高等学校などより比較的対応は出来ているように思われるが、この要因としては、高等学校段階では障害のある生徒への対応が主に特別支援学校でなされていることもあり、一般の高等学校ではその対応が遅れていることに対し、大学が高等教育機関の最終段階であることから、障害のある学生が集中する傾向にあることから、否応なしに対応が迫られている現実を示す結果ともなっているといえる。

したがって、障害のある生徒の大学進学を保障するためには、さらには受け皿となる大学側の入試体制を含めた受け入れ体制の充実が必要であるといえる。

大学受験に関しては、大学入試センターなどが示している受験時の配慮等が浸透しているものの、実際に受け入れた場合の対応に関しては、他機関との連携や就職支援など課題も大きい。

### ④高大連携の在り方について

今後の障害学生の支援に関する高大連携においては、障害に対する理解・啓発、支援方法の充実、さらには高校と大学の連携が今後ますます必要となってくるといえる。

こうした連携の接点として、学生支援機構及び障害学生支援ネットワーク拠点校等が情報発信基地として有効に機能することやそれらのシステムの拡充が今後ますます必要になると思われる。

## 2 平成 21 年度『高大連携の在り方に関する調査研究』

### 「障害のある生徒の進学の促進・支援のための高大連携の在り方に関する調査研究」 —諸外国の高等教育機関における先進事例の検討—

#### ○具体的内容及び方法

今後宮城教育大学が東北・北海道地区のモデル校として機能するためにも、先進事例の知見をどのように活用していくかが大きな課題ともなり、そのための検討資料の蓄積が重要となることから、諸外国における大学の障害のある学生に対する支援の実際や、障害のある生徒を大学に進学させるために高校と大学がどのような連携を行なっているのかについて調査を目的に、実績のある先進諸国の実態調査を行ない、高校と大学の連携の在り方について検討を行なった。

調査先は、以下のところである。

【アメリカ合衆国】調査期間：2010年2月15日～2月25日

Ohlone College(オーロニ大学)

California State University, Northridge (カリフォルニア州立大学ノースリッジ校)

California School for the Deaf, Fremont (カリフォルニア州立フリーモント聾学校)

Marlton School, Los Angeles (マールトン学校)

Greater Los Angeles Agency on Deafness (ロサンゼルスろうコミュニティセンター)

なお、本調査を行なうに当たっては、本学特別支援教育講座、しょうがい学生支援室・聴覚しょうがい部会員の松崎丈准教授が調査に当たった。

【スウェーデン】調査期間：2010年2月15日～2月25日

Örebro universitet (オレブロ大学)

Risbergskaskolan (リスベスカ高校)

Virginskaskolan (ヴィルギンスカ高校)

Tullängsskolan (トレランス高校)

Linné universitetet (リンネ大学: Linnaeus University)

Stockholms universitet (ストックホルム大学: Stockholm University)

なお、本調査を行なうに当たっては、本学特別支援教育講座の菅井裕行教授および本学特別支援教育講座・しょうがい学生支援室員の藤島省太が調査に当たった。

(詳細は、平成 20 年度「障害のある生徒の進学の促進・支援のための高大連携の在り方に関する調査研究」報告書を参照)

## ○結果の概略

### アメリカ合衆国 (以下、米国) における障害学生支援の特色

アメリカ合衆国 (以下、米国) における障害学生支援の特色は、障害者教育法 (Individuals with Disabilities Education Act) と ADA (Americans with Disabilities Act) による法的整備を背景に高等教育における障害学生支援が先駆的に行われており、諸外国の中でも非常に長い歴史と優れた業績を有しているといえる。特に、聴覚障害学生支援においては、PEPNet (米国聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク)、PEN-International (聴覚障害者のための国際大学連合) のように国内外の聴覚障害学生支援の水準を向上させるために大学間のネットワーク事業を推進していることで注目されている。

本事業において行なったアメリカ合衆国の障害学生支援における高大連携の先進的事例を調査結果からは、以下の点が特徴として挙げられた。

- ①オーロニ大学 (Ohlone College)、カリフォルニア州立大学ノースリッジ校 (California State University, Northridge)、PEPNet - West のいずれも、聴覚障害のある高校生の移行支援サービスを行うために、高校の情報を持っている IEP コーディネーターあるいは SELPA の移行スペシャリスト (Transition Specialist) との連携が必要不可欠となっていること。
- ②オーロニ大学のろう教育学部 (Center for Deaf Studies) で行われている Deaf Preparation Program (DPP : 入学準備プログラム) で、聴覚障害学生にとって自身の学力が低くても“現在”から“将来”へ移行する選択肢が得られるように様々なプログラムを提供していること。
- ③PEPNet - West では、聴覚障害のある高校生が自立や大学生活に適應できるように Web コンテンツを充実させたり、教育やろうコミュニティ関係の集まりに参加したり自らカンファレンスを開催することで、本人、家族及び学校や関係者に対する啓発活動を積極的に行っていること。
- ④カリフォルニア州立フリーモント聾学校 (California School for the Deaf, Fremont) やマールトン学校 (Marlton School, Los Angeles) で、①高校 2 年の頃から大学や職場への移行を考慮してカウンセリングやトレーニングのプログラムを実施する、②高校卒業後も数年間は継続して英語の読み書きや数学の学習支援、自立支援などフォローアップ支援や地域との繋がりでの支援を行う、の 2 点が取り組まれていること。しかも、前者の聾学校では、教育省とリハビリテーション省との提携による移行パートナーシッププログラム (TPP) と就職準備プログラム (WRP) で聾学校を“拠点地”とし、高校生や卒業生が自立や移行ができるよう手厚く支援していることは大変興味深かった。
- ⑤ロサンゼルスろうコミュニティセンター (Greater Los Angeles Agency on Deafness) では、聴覚障害のある高校生を持つ親とネットワークを作り、親が子どもの自立や移行を支えるキー・パーソンとなるようにワークショップや情報提供を行っていること。

以上の特徴は、聴覚障害だけでなく、他の障害領域に関しても同様に必要な事柄であると思われる。事実、

学習障害のある学生が 165 名いるオーロニ大学でも、障害学生プログラム及びサービス部門（DSPS）が、DPP のように学習障害を対象にした入学準備プログラムを作りたいとのことであった。

また、大学内の障害学生支援だけでなく、今回の高大連携における障害学生支援においても、障害者教育法（Individuals with Disabilities Education Act）と ADA（Americans with Disabilities Act）による法的整備が今回の取組の実現につながっていることを再認識させられた。

1 つは、今回の視察で見られた PEPNet の体制移行のように、ADA の制定によって障害学生への差別をなくし、教育にアクセス権利を保障するための支援体制を構築してきた大学が、高校以下の教育機関にノウハウとツールを提供し、聴覚障害のある高校生の移行ニーズに幅広く対応していくことを重視する段階に至っていること。

もう 1 つは、IEP が 1984 年から実施されており、移行サービスも取り入れることで、教育から職業リハビリテーションへの連続した個別計画に基づくサービスが実現されたこと。これに VR カウンセリングやキャリアカウンセリングなど様々な分野のカウンセリングサービスも関わって支援していること。

以上のことから、日本において障害学生支援における高大連携を行うためには、次のような条件が必要になるのではないかと示唆された。①高校から大学等高等教育機関への移行支援に関する法的整備がなされていること。②障害学生支援の実績を持ち、支援のノウハウやツールを発信できる拠点校としての大学があること。③障害学生のニーズに応じて、大学入試に合格できる学力かつ大学への移行スキルを習得する準備プログラムが行われること。④聾学校や高等学校において早い段階から卒業後の進路に向けたプラン設計の支援や情報提供が行われること。

以上のことから、大学における障害学生支援とは、「大学在籍中に支援する」のではなく、「大学進学を考える時点から大学を卒業して仕事が決まる時点までの間に必要な支援をどれほど行うことができるのか」という問いを持ってさらに取り組んでいかなければならず、まさに認識の転換を迫られているということがいえる。

### スウェーデンにおける障害学生支援の特色

一方、スウェーデンの教育は、公教育システムが一般義務学校、サミ（北方先住民）学校、特別学校、学習障害生徒のためのプログラムによって構成される義務教育と、就学前クラス、高等学校、学習障害のある生徒のための高等学校、自治体立成人教育、学習障害のある成人のための成人教育によって構成される非義務教育からなっており、この点では、わが国教育システムとあまり変わるところはなかった。しかし、すべての公教育システムは無料で提供されていて、25～64 歳人口の約 32%が、高等教育を受けているという点で、わが国の教育システムとは大きく異なっていることがわかる。

初等および後期中等教育制度は、9 年制の義務教育である基礎学校と、理論教育および職業教育に分かれた 3～4 年制の高等学校があり、就学前は保育園、6 歳児を対象にした就学前学校があり、これは幼稚園教育ともよばれている。基礎学校は 6 歳入学だが、従来は 7 歳入学で現在も選択可能である。学期は 8 月中旬から始まり、クリスマス休暇までの秋学期、新年から 6 月初旬までの春学期の 2 期制である。費用はすべて公費負担。1 クラスはほぼ 20 名程度の生徒によって構成され、集団による同一内容の学習ではなく、テーマに即した経験重視の学習内容で、ペーパーによる全国試験のようなものはない。学習進度に問題がある子どもについては、特別なプログラムが用意され、補助教員がつくこともある。近年は私立学校もできはじめている。高等学校は 16 歳入学の 3 年制。基礎学校でのクレジットにおいて必要単位をとっていることが条件で、それぞれの単位にはグレードがある。理論教育のコースは、学科学習が中心で大学進学をめざす生徒が多い。

職業教育は、日本の職業専門学校に匹敵する内容をもち、社会に出てからの実務に直結する内容を学習する。卒業後、就職する生徒も多いが、大学進学も可能であり、さらに高度な職業技術を学ぶ生徒もいる。聾、難聴の生徒のために、理論教育および職業教育を学ぶことができるコースもある。

18歳以上の成人対象の国民高等学校という制度もあり、特徴的なテーマに基づく4～24週間の教育を受けることができる。障害のある生徒は、知的障害の場合をのぞいて統合教育をうけることができるが、基礎学校段階には障害別の学校が用意されている。各学校で個々のニーズに合わせて特別に個人プログラムを用意する。障害のある生徒を対象とした国民高等学校もあり、ここで補習教育を受けた後、大学へ進学する生徒もいる。

さらに、高等教育システムにおいては、入学・進学に際し、入学試験はなく、すべての高等教育機関で一律に必要とされる「一般入学資格」と、専門科目についての追加的な入学資格があれば入学が認められるようになっている。

一般入学資格とは高等学校で学んで得るクレジットであり、スウェーデン語、数学、そして英語が必修であるが、聴覚障害者の場合は、手話を言語として認められていることから、手話、数学、スウェーデン語が必修クレジットとなっている。高等学校での獲得クレジットとそのグレードによって希望する大学や学部に進めるかどうかが決まり、志願者数が定員を上回った場合、このグレードか、全国大学適正試験の成績による。医学部や法学部等進学希望者が多い学部ではすべてのクレジットにおいてAレベルを持っていることが必要である。

修学システムは、日本と同じ履修単位制であり、1単位は1週間の通常学習量に相当しており、年間40単位の履修が求められている。1学年2期制。授業形態もほぼ日本と同じで、使用言語はスウェーデン語が中心となるが、英語による授業もあり、同じ授業が二つの言語によって別々の日に行われることもある。言語学や英米文学などの専攻では英語による授業およびレポート提出も英語による場合が多い。必読文献の多くは英語であり、大学入学に際し高い英語力が求められていて、一般学位は、80単位以上を取得して得る卒業証書（証明書）で通常2年間の履修によるもの、次に専攻科目60単位（内10単位が修士論文）を含む120単位以上の取得による学士号、通常は3年間の履修によるもの、そして専攻科目80単位（うち10～20単位が修士論文）を含む160単位以上の取得による修士号で通常4年間の履修によるものとなっている。

大学院に入学するには3年間の学部教養プログラムを修了し、該当する分野での60単位以上を取得していることが求められる。また入学に際して面接もある。通常4年間の履修で提出した論文が公開審査で認められて博士号が取得される。この博士論文とは別に2年から2年半の短期の研究活動で執筆されるリサーチ論文といわれるものがあり、後に博士号を取得するための補足的な学位として位置づけられている。

障害学生の受け入れおよびサポートに関しては、政府が2010年の目標として「すべての人々にアクセス可能な社会（An accessible society）」という標語を掲げ、すべての政府機関および公共活動においてこれが達成されることを目指しているという。そのための具体的計画として、情報アクセス、移動アクセス、活動（仕事）におけるアクセスの3つの計画を設定している。この政府の指針のもと、大学もすべての学生に対するアクセスを保障するべく努力が求められている。これらの方向性を基本で支持しているものは2009年1月1日発効のDiscrimination Actである。

スウェーデンでは1993年からすべての大学に障害学生のためのコーディネーターが設置された。ストックホルム大学やルンド大学、オレブロ大学などのような総合大学には3人（もしくはそれ以上）の専属スタッフが置かれているが、多くは1人であるか、小規模の大学では兼任という場合もあるということであった。

以上のことからわかるように、スウェーデンにおいては、すべての差別を撤廃するためのノーマライゼーションの思想が制度的にも浸透しており、豊かな共生社会実現のための確かな歩みが感じられた。

こうした背景には、福祉・教育予算の確保のための高額な納税に対する市民意識の高さや生涯にわたる教育・福祉の充実に対する意識、さらにはそれらに対し国がきちんと責任をもつということが制度的前提として存在しているということが大きいということが出来る。

本調査においても、それぞれの大学で様々な障害への対処の充実を垣間見ることができ、そうした対処を実現可能なものになっている要因として、それぞれの大学における専門的知識を有するコーディネーター役割が極めて重要であるということがうかがえた。

一方、高大連携という視点で見た場合、大学にはそれぞれ専門のコーディネーターが配置されているものの、高校に対する情報普及や大学進学への動機づけをどのように推進していくのかといった問題については、コーディネーター個人々の努力に委ねられている側面も強く、そうした課題が今後も検討されなくてはならないということもできる。

例えば、それぞれの障害に応じた高校段階での教育が、職業指導などの取り組みとして充実している反面、大学進学への動機づけをどのように啓発していくのかといった問題も残されており、あるコーディネーターの話では、全人口に占める障害者の数からみて大学へ進学する障害学生数はまだまだ少ない実状であることが示された。

そうした大学情報の開示や啓発活動は、コーディネーター個人の努力では限界があり、大学組織全体での取り組みが今後ますます必要であるように思われた。

本調査によるスウェーデンの教育事情を視察することによって、教育や福祉に対する国の関与の重要性を改めて認識した。

したがって、今後わが国における障害学生支援の推進に当たっては、国がイニシアティブをとって、全障害にわたる支援の国家的ビジョンを政治が主導して進めていく必要性およびそれに伴う財政的基盤の確立（弱者への支援に対する一般国民の理解・啓発）が必要であると実感した次第である。

## アメリカ合衆国およびスウェーデンの障害学生支援の実状視察からのまとめ

本調査においては、障害学生支援の先進事例であるアメリカ合衆国およびスウェーデンの障害学生支援の実状および高大連携に関する調査の結果明らかになったことおよび今後の障害学生支援における高大連携の在り方について総括すると、

### ①高等教育機関における障害学生支援に関する法的・財政的整備の重要性

本調査において、アメリカ合衆国およびスウェーデンの両国に共通していたことは、両国ともに障害者に対する教育・福祉施策が国家的規模で保障されているということであった。そのように国がリーダーシップをとり障害学生支援を行なうことは、障害者の社会参加への一般市民の意識を変える大きな推進力になっているということもできる。

ことにスウェーデンにおいては、国がその施策に責任をもち、障害者のみならず国民すべてが高等教育を受ける権利を有するという観点から、授業料の免除や国立大学には障害学生支援コーディネーターが配置しており、そうした法的整備や財政的保障が不可欠であるともいえる。

### ②高校から高等教育機関への移行支援の重要性

両国ともに、高校における障害のある生徒全体の比率に対して大学進学を希望する生徒比率はまだまだ少ない状況にあるということがいえる。この点に関しては、高校段階での職業教育が充実しており、敢えて進

学を望まないといった考慮し得るが、そうした職業教育の範囲にとどまらず、より高い専門性の確保は今後とも重要であると考えられる。

したがって、今後も高等教育機関への進学を促進するには、大学における障害学生支援の充実を図るとともに、障害のある生徒の大学進学を可能にする要件を整備していく必要があることが示唆された。

現在までのところ、両国ともに大学からの積極的な高校へのアプローチはまだ十分であるとはいえず、個別的対応といった印象は否めないが、今後は例えば、高校から大学への高等教育支援ネットワークの構築による高校の情報把握・連携強化、高校生が自立や大学生活に適應できる Web コンテンツ充実、高校から大学・職場への移行を考慮したカウンセリングやトレーニングプログラム、高校卒業後の学習支援、自立支援などのフォローアップ支援などの取り組みの充実が期待されている。

### ③障害学生支援の実績のある拠点的大学の存在の重要性

アメリカ合衆国のオーロニ大学やカリフォルニア州立大学ノースリッジ校、スウェーデンのストックホルム大学、オレブロ大学、リンネ大学などのように、それまで培ってきた支援のノウハウやツールを発信できる拠点大学が存在することは、非常に重要な視点であるといえる。そうした大学が中心となり障害者の教育へのアクセス権利を保障するための支援体制を構築することは、地域社会に大学が貢献するという意味においてもきわめて重要であるといえる。

## 今後のわが国の障害学生支援における課題

### ①高等教育機関における障害学生支援に関する法的・財政的整備の重要性

先にも述べように、いわゆる社会的弱者ともいえる障害のある学生が、質の高い高等教育を受ける権利を保障するには、国などの公的な機関がそれを率先して保障していく必要があると考えられる。残念ながら、わが国においてはまだまだそうした法的・財政的な整備や十分とはいえない状況にある。ことに、先進国においてわかるように、専門的知識を有するコーディネーターの配置や身分保障の必要性は非常に大きな課題であるということもでき、今後こうした施策の推進が重要である。

### ②高校から高等教育機関への移行支援の重要性

わが国においても、障害のある生徒全体の比率に対する大学進学希望者の割合は、まだまだ低い状況にあり、先進諸国においても高校と大学の連携は十分とれているとはいえない状況にある。これは、障害のある生徒への対処がともすれば特別支援学校というやや閉じた環境の中で議論され、一般の大学との心理的距離が遠いといったことが遠因として挙げられるかもしれない。

そこで、今後はオープンキャンパスなどにおいても、各大学が障害のある学生を積極的に受け入れることを表明する機会の拡大や高校生や学校教員だけでなく保護者に対する啓蒙活動や情報提供も重要となると考えられる。

また、大学進学を希望する障害のある高校生のニーズに応じた入学前の学習支援やチューター派遣や準備プログラムの実施、高校や特別支援学校に対するインターネットテレビ会議でアウトリーチ支援を行う窓口の設置、高校生が大学進学や障害学生支援のイメージを把握できるような Web コンテンツの開発やワークショップの開催なども今後展開していく必要があると考えられる。

ことに、聾学校や高等学校における早い段階から卒業後の進路に向けたプラン設計の支援や情報提供が行われることが障害者自身が考え将来設計を行なうという視点からは重要であると考えられる。

### ③障害学生支援の実績のある拠点的大学の存在の重要性

わが国においても、障害学生支援の実績を持ち、支援のノウハウやツールを発信できる拠点となる大学

は存在している。今後もそうした大学を活用して地域社会における障害者の社会参加を促進することは、大学の社会貢献としてはきわめて重要である。今後は、障害のある生徒の進学を保障する意味でのハード面・ソフト面の整備がますます必要となるであろう。

宮城教育大学においては、ことに聴覚障害のある学生に対する支援の充実を図り、先駆的な取り組みを行ってきた。

こうした経験からいえることは、コミュニケーション上に大きな課題を抱える聴覚障害学生に対する支援の充実、当事者のみならず一般の学生にとっても授業の分かりやすさや障害学生への理解を深めるという意味において非常に重要な視点であるということである。ことに本学のような将来教員を目指す教育大学の学生においては、大学での学びが、将来の実践現場で遭遇するであろう障害のある子どもへの対処に直結する課題であり、大学教育の一環としてもその意義は非常に大きなものがあると考えている。

また、聴覚障害のある学生を支援する場合、現在本学では通常の授業におけるノートテイク、パソコン通訳、音声認識システムを使用した講義保障、卒業研究の発表会への手話通訳者の派遣など様々な取り組みを行なっているが、その際に専門用語をいかに手話へ変換するかといった通訳者の技術向上、手話教育の充実や日本語教育への橋渡しの重要性、機器開発および機器を扱える人的資源の開発の必要性など様々な課題が見出されている。ことに、手話通訳者の技術の問題としては、日常的な手話単語を用いたやりとりにとどまらない専門用語を手話に変換できる技量の習得が求められることになることから、聴覚障害者が高等教育機関で学ぶ権利を保障するには、手話通訳者の専門知識の習得や技術向上が必須となり、そうした知識と技術を有する通訳者の人材育成が聴覚障害者の社会進出を保障する上で必須な課題であると考えている。

現在本学においては、学生支援GPにより3名の障害学生支援コーディネーターが配置され実績を上げているが、いずれも本学の卒業生であり専門的な知識および技術を有している。GP後の人的保障は不確定であるとはいえ、本学の事例にとどまらず今後は他大学においてもそうした専門的な知識と技術を兼ね備えたコーディネーターの存在が社会的に認知され、その身分保障のための公的財源の確保が切望されるところである。

現在の本学の取り組みは、ある意味諸外国の事例に照らしても先進的であり、ボランティア養成に関しても抜きん出ていると自負しているが、今後もこうした活動を継続しつつ東北・北海道地区の障害学生支援の拠点大学として機能させていきたいと考えている。

最後に、大学における障害学生支援は「大学在籍中に支援する」のではなく、「大学進学を考える時点から大学を卒業して仕事が決まる時点までの間に必要な支援をどれほど行うことができるのか」という視点の転換を踏まえ今後も精進する必要があると考えられる。

### 3 平成22年度『高大連携の在り方に関する調査研究』

#### 「障害のある生徒の進学の促進・支援のための高大連携の在り方に関する調査研究」

##### —特別支援学校における事例を中心とした検討—

#### ○具体的内容及び方法

全国の特別支援学校（視覚、聴覚、肢体不自由、病虚弱）及び障害のある生徒が在籍する高校等を対象にアンケートを実施し、特別支援学校や通信制の高校が生徒に対しどのような進路指導をしているのか、大学にどのような支援体制があればより進学を勧め得るのかといった内容等についてニーズの掘り起こしのための調査を行う。また、これまで大学に生徒を送り出している実績のある東北地区の特別支援学校を訪問し、

進路指導の実態や進学後の大学との連携状況について事例をもとに調査を継続中である。さらには、障害のある学生に対し積極的に支援をしている本学や実績のある大学を訪問し、支援の実態について事例をもとに調査を行なう予定である。

## ○経過の概略

本調査においては、障害のある生徒が多く在籍するであろう全国の特別支援学校（視覚、聴覚、肢体不自由、病虚弱）等を対象にアンケートを実施し、それぞれの学校が生徒に対しどのような進路指導を行なっているのか、大学にどのような支援体制があればより進学を勧め得るのかといった内容についてニーズの掘り起こしのための調査を行なう予定である。

また、これまで大学に生徒を送り出している実績のある東北地区の特別支援学校を訪問し、進路指導の実態や進学後の大学との連携状況について聞き取り調査を継続しているところである。

今後はさらに、障害のある学生に対し積極的に支援をしている実績のある大学等を訪問し、支援の実態について事例をもとに調査を行なう予定である。

## これまで行なった学校訪問から得られた意見

これまで、大学の教育実習期間中における実習校訪問などの機会を活用し、主に聴覚支援（聾）学校等から意見聴取を行なった。

学校によっては、高等部を設置していない小学部や中学部までの義務教育段階のみの設置校もあったが、卒業生のその後の進路ということでお話しをうかがうことができた。

まず、高等部を設置していない学校の卒業生の進路に関しては、多くは同一県内の中学部や高等部が設置された同一障害を対象とする支援学校に進学するケースが多い傾向にあることがわかった。また、近隣にそうした学校が設置されていない場合、同一県内の普通高校に進学するケースも少なくないということであった。

そうした場合、生徒は進路に関し、進学した高等学校等の進路指導の担当者と話し合いを行ないながら、その後進路について話し合いを行なっているとのことであった。また、特別支援学校としても、例えば夏休みなどの機会を利用し、年数回面談を行なうなどして進路状況について把握を行なっているとのことであった。そういう意味では、特別支援学校の役割として在学中のみならず、卒業後のフォロー体制ができている学校もあると考えられる。

また、高等部が設置されている特別支援学校においては、高等部2年の段階で進路選択に関する希望聴取を行なう、さらには就労支援の一環として適性などを考慮して主にハローワークに登録などを行なっている学校もあるとのことであった。

聴覚支援学校での意見聴取においては、一般の4年制大学への進学はそれほど多くはなく、進学先としては聴覚障害者を対象とする筑波技術大学への進学や、専門学校への進学が多い傾向がうかがわれた。この点については、今後の調査によって明らかにしていきたい。

一般の大学への進学率がそれほど高くない要因としては、聴覚障害がコミュニケーションの成立に大きく影響を及ぼしていることが挙げられる。また、そうしたコミュニケーションの問題が学力保障の妨げとなっていることもあり、言語力や語彙力の向上に向けた取り組みがますます重要な課題となっていると考えられた。そうした言語力や語彙力を高めるために、進学希望の生徒には休み時間や放課後を利用した補習などを行ない学力不足の解消しようとしている学校もあるとのことであった。

また、大学進学という視点よりは、むしろその障害特性に応じてできるだけ早いうちに社会的自立を促進しようとする従来型の考え方により、大学進学よりはむしろ就職支援に力を注いでいる学校も多いと推測され、ある意味進学には消極的である学校も多いのではないかと推測された。

また、大学教育に望むこととして、聴覚に障害のある学生が受けられる音声言語を文字情報に翻訳するためのノート・テイク等の情報保障体制の充実が望まれていることが一様に指摘され、聴覚障害学生を受け入れる側の大学に対する期待が大きいことがわかった。

また、聴覚に障害のある高校生に進路指導を行なう場合、自分の将来に対するロール・モデルとなりうる教員や先輩あるいはコーディネーターの存在は大きく、そうした教員や先輩が健聴者と聴覚障害者の媒介的な役割を果たしているといった話も耳にすることができた。

今後の聴覚障害のある生徒の大学進学を促す上での課題は、大学入学後の支援について聴覚支援（聾）学校はどのように関与していけばよいか、高等部在籍の生徒が大学における情報保障の有無等について把握できるような大学情報ファイルを作成できないかといった意見も出され、大学側から高等学校側への情報発信の必要性なども指摘された。

### III 総括

# III 総括

## IV. 総括

### 今後の障害のある生徒の進学促進・支援のための高大連携の在り方に向けて

これまで行なってきた調査結果をもとに今後障害のある生徒の進学促進・支援のために高大がいかに連携していかなくてはならないかについて検討してみると、以下の諸点についての問題が今後の課題となると思われる。

#### 1. 進学促進のための条件となるハード面の整備

まず、障害のある生徒が大学進学を旨とする場合、最も重要となる問題は進学したその場所が自分の勉学にとって適した環境であるかどうかは、安心して進路選択をする上で大きな動機づけになると考えられる。また、その後の修学環境の保障も大きな課題であると考えられる。

例えば、視覚障害のある学生にとっての点字ブロックの配置や誘導板などの歩行環境の問題や肢体不自由のある学生が車椅子によって移動する場合の段差の解消やスロープの設置といったハード面の整備がどれくらいなされているのかといった問題は避けて通れない問題であると考えられる。

また、点字翻訳による教材作成、音声言語を文字化する情報保障システムなどのサービスシステムが存在しているか否かといった点なども、今後障害のある学生が障害のない学生とともに学ぶ環境づくりには欠かせない課題であるといえる。そうした環境作りのための技術開発なども極めて重要であると考えられる。

#### 2. 進学促進のための条件となるソフト面の充実

ハード面の整備に加え、それらを運用する人的資源の開発や育成といったソフト面の整備も不可欠である。今回の調査からもわかるように、各大学に専門性の高いコーディネーターが配置され、そうしたコーディネーターが専門性をフルに発揮して、障害のある学生に対する支援を行なうことによって、障害のある学生の修学環境が保障されることは言うまでもない。したがって、そうした専門性の高いコーディネーターの確保や身分保障のための財政的基盤の整備を急ぐ必要があると考えられる。

また、進学機会の保障に関して、入学試験における対応は極めて重要であるといえる。この点に関しては、障害のある生徒を受け入れる各大学が公平に受験機会を保障するとともに、現在多くの大学が参加している大学入試センター試験での特別措置による受験のマニュアルの充実やそうした受験者が安心して受験できるような人員の配置などが今後望まれるところであろう。

#### 3. 進学促進・支援のための高校・大学双方の意識改革の必要性

これまでの障害のある生徒や学生に対する支援は、どちらかといえば当事者や周囲の人々による献身的な努力に委ねられてきた観が強い。しかし、もはやそういう時代は既に過去のものとなりつつあるのではないだろうか。今後障害のある人々と障害のない人々が共生していくインクルーシブな社会の実現に向けては、当事者周辺の問題として限局するのではなく、障害のある人々に対する社会全体の視点が不可欠であるといえる。そのための社会全体への啓蒙と、そうした社会を実現する意味においても、高校と大学が

ともに手を携え、障害に対する理解や情報の共有をしていく必要がますます必要となって来るといえる。

その際に参考となる考え方は、スウェーデンなど北欧の国々にみられる、国民一人一人に対する高等教育保障の理念が障害者にまで浸透しているといった視点ではないだろうか。そして、そうした施策を国が率先して行なうことによって障害者の社会参加と平等が保障されていくと考えることもできる。

したがって、教育現場に携わる教職員に対する障害理解に関する研修等がますます重要となることはいうまでもない。現在、障害のある生徒の大学進学率は決して高いとはいえない状況にある。この背景には、障害のある人の場合の将来的な自立に向けては、できるだけ早いうちからの職業指導に力を入れ自立を促すといった考え方があるといえる。しかし、そうした経済的な自立もさることながら国民の一人として高等教育の恩恵によくする機会はその権利として保障されねばならず、そうした教育を受けることによる精神的自立の機会も保障される必要があると考えられる。

#### **4. インクルーシブ社会構築に向けた社会全体の意識改革の必要性**

2007年の国際連合の総会において「障害者の権利条約」が採択され、わが国においてもその批准に向けた検討がなされているが、今後のインクルーシブな社会の構築に向けて障害のある生徒の進学促進と大学入学後の修学支援は必須の課題となることはいうまでもない。

そうした修学機会の保障の基盤としては、教育の現場にとどまらない障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会の実現が望まれるところであるが、そうしたインクルーシブな社会の構築による共生を実現するには障害のある人もない人も相互に意思疎通し合える環境整備が何よりも不可欠であると考えられる。

#### **おわりに**

今回の一連の調査結果からは、高大連携という視点から、多くの示唆を得るとともに、今後のわが国の障害者施策に関し多くの知見が得られたのではないかと思われる。

**障害のある生徒の進学促進・支援のための  
高大連携の在り方に関する調査研究  
報 告 書**

---

〒980-0845 宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉 149  
国立大学法人 宮城教育大学  
特別支援教育講座 教授 藤島 省太  
TEL : 022-214-3507